

令和 2 年度

財政援助団体等監査（令和元年度分）報告書

駒ヶ根市監査委員

監査 ～ 18
令和2年 8月 5日

駒ヶ根市長 伊藤 祐三 様
駒ヶ根市議会議長 三原 一高 様
駒ヶ根市行政委員会の長 様

駒ヶ根市監査委員 下平 昭治
同 竹村 正司
同 小林 敏夫

財政援助団体等監査結果の報告について

このことについて、地方自治法第199条第7項の規定により、令和元年度分財政援助団体等監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項及び第10項の規定により提出します。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査

第2 監査の対象

区分	監査対象補助事業等	監査対象団体等	所管課
1	地域子育て支援拠点事業 8ヶ月未満の子どもの一時預かり保育事業	医療法人ゆりかご 医療法人ゆりかご	子ども課
2	商店街活性化空き店舗等活用事業（駒ヶ根市商業振興事業補助金）	Cross Life Y and S 株式会社すみよしやコーポレーション 麵屋 はしご 有限会社 SANTIPUR TRADING みかづきケア株式会社 株式会社 味菜処 イルプント デル ボスコ 以上、8件	商工振興課
3	駒ヶ根市地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金	特定非営利活動法人地域支え合い ネット 下平区入口自治組合 以上、2団体	福祉課
4	駒ヶ根市産地形成促進施設駒ヶ根ファームスふるさと味わいラウンジ	南信州ビール株式会社	観光推進課

※区分1～3は補助金・交付金関係、区分4は指定管理関係

第3 監査の期日及び実施場所

令和2年5月25日（月） 第5会議室

第4 監査の実施内容及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が補助金、交付金等財政的に援助を与えている団体の中から抽出により、令和元年度に執行された出納その他の事務に関して、出納関係書類等を調査し、基本的に所管部局の関係職員から説明を聴取するとともに、必要と思われる対象については、実地検査を実施した。

なお、今般実地検査を実施した対象は、指定管理関係の区分4番 駒ヶ根市産地形成促進施設駒ヶ根ファームスふるさと味わいラウンジ のみである。

監査に当たっては、財政援助の目的及び条件等に従って確実に事業等を実施し、その効果をあげているか、また、所管部局においては、補助金等交付団体に対する指導監督が適切に行われているか、に主眼を置き次のとおり着眼点を定めて監査を実施した。

本監査は、駒ヶ根市監査委員監査基準に準拠して実施した。

(1) 補助金・交付金関係の着眼点

- ① 財政援助の目的及び条件等に従って確実に事業等を実施し、その効果を挙げているか。
- ② 財政援助の目的の達成度を測定する手法が確立され、実施されているか。
- ③ 補助金等の交付は法令等を遵守しており、その会計経理等は適正に処理されているか。
- ④ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。また、指導監督した記録はあるか。
- ⑤ 補助金等に関する条件（貸付金については、利率、元利金の償還方法、額及びその時期等）は明確か。また、条件の履行確認は実績報告書等によりなされているか。
- ⑥ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、補助金等が対象事業以外に流用されていないか。
- ⑦ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをしているか。また、見直しをした記録はあるか。

公の施設の管理に係る出納その他の事務に関しても関係法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているか、利用状況に注意を払い利用の奨励に努めているか、また、所管部局においては、管理者に関する指導監督は適切に行われているかに主眼を置き次のとおり着眼点を定めて監査を実施した。

(2) 指定管理関係の着眼点

- ① 管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ② 管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ③ 管理に関する協定等の締結は適正か。協定等には必要事項が適正に記載されているか。
- ④ 市と指定管理者の責任の分担は明確になっているか。
- ⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か。
- ⑥ 管理業務報告書の点検は適切か。
- ⑦ 管理者に関する指導監督は適切に行われているか。
- ⑧ 利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

第5 監査の結果

財政援助団体等に係る事務事業の執行については、監査した範囲においては概ね適正であり、財政援助の目的及び条件に沿って運営されているものと認められた。今後とも財政援助団体等と連携を図り、財政援助効果の一層の向上を期待する。

なお、一部事業に改善を要すると思われる事例も見受けられたため、令和2年8月4日付け監査～17で駒ヶ根市長に財政援助団体等監査（令和元年度分）の結果報告に係る指摘事項及び要望事項として提出した。

第6 財政援助団体等監査（令和元年度分）の結果報告に係る指摘事項及び要望事項

I 全体的事項

- ① 補助事業者との協議・打合せに関する行き違いを防止する観点から、協議・打合せ及び指導監督等を行った場合には、記録をとり保管されたい。【要望事項】

II 監査対象事業別事項（結果報告における対象番号順）

1 地域子育て支援拠点事業・8ヶ月未満の子どもの一時預かり保育事業（教育委員会 子ども課）

- ① 補助金交付申請書の提出日が、事業着手予定日から相当期間経過後となっており、申請者に対しては、適切な時期に交付申請書を提出するように所管課から指導をされたい。【指摘事項】
- ② 実績報告書の集計数値に誤りが散見された。実績報告書を受け取る際には、所管課においては、端数の切り上げ切り捨て及び計数の確認を確実に実施されたい。【指摘事項】
- ③ 国県等から交付金を受け、市が事業費用の助成をする場合は、事業内容や交付要綱の確認を行い、交付団体等への指導監督は遺漏のないように実施されたい。【要望事項】

2 商店街活性化空き店舗等活用事業（駒ヶ根市商業振興事業補助金）（産業部 商工振興課）

- ① 実績報告書の提出が補助金交付要綱に規定する期日までに提出されていない例が見られたので、法令等遵守し交付団体等への指導監督を適切に行われたい。また、指導監督を行った場合には、記録を残すようにされたい。【指摘事項】
- ② 実績報告書に日付の無いものが散見された。書類の受取等に関しては、内容と共に記載の日付等についても確認を徹底されたい。【指摘事項】

<指摘事項及び要望事項の区分について>

【指摘事項】 財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの

【要望事項】 制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

監査告示第3号

財政援助団体等監査に係る指摘事項及び要望事項について駒ヶ根市長からの回答の公表

財政援助団体等監査（令和元年度分）に係る指摘事項及び要望事項について令和2年9月4日付けで駒ヶ根市長から回答（措置の通知）があったので、地方自治法第199条第14項及び駒ヶ根市監査委員監査基準第18条第1項の規定に基づき、その内容を公表します。

令和2年10月1日

駒ヶ根市監査委員	下平	昭治
同	竹村	正司
同	小林	敏夫

財政援助団体等監査（令和元年度分）の結果報告に係る指摘事項及び要望事項

指摘事項及び要望事項	措置状況（回答）
<p>I 全体的事項</p> <p>① 補助事業者との協議・打合せに関する行き違いを防止する観点から、協議・打合せ及び指導監督等を行った場合には、記録をとり保管されたい。【要望事項】</p> <p>II 監査対象事業別事項</p> <p>1 地域子育て支援拠点事業・8ヶ月未満の子どもの一時的預かり保育事業 (教育委員会 子ども課)</p> <p>① 補助金交付申請書の提出日が、事業着手予定日から相当期間経過後となっており、申請者に対しては、適切な時期に交付申請書を提出するように所管課から指導をされたい。 【指摘事項】</p> <p>② 実績報告書の集計数値に誤りが散見された。実績報告書を受け取る際には、所管課においては、端数の切り上げ切り捨て及び計数の確認を確実に実施されたい。【指摘事項】</p> <p>③ 国県等から交付金を受け、市が事業費用の助成をする場合は、事業内容や交付要綱の確認を行い、交付団体等への指導監督は遺漏のないように実施されたい。【要望事項】</p> <p>2 商店街活性化空き店舗等活用事業（駒ヶ根市商業振興事業補助金） (産業部 商工振興課)</p> <p>① 実績報告書の提出が補助金交付要綱に規定する期日までに提出されていない例が見られたので、法令等遵守し交付団体等への指導監督を適切に行われたい。【指摘事項】</p>	<p>① 指導監督等の経過は記録として残すようにします。</p> <p>① 年度当初に補助金交付申請書を提出するよう申請者に指導しました。今後も、適切な時期の申請を指導してまいります。</p> <p>② 実績報告書の集計数値等、内容を精査するように努めます。</p> <p>③ 適切な指導監査を実施いたします。</p> <p>① 補助金交付要綱の規定に遵守した手続きとなるよう指導します。</p>

財政援助団体等監査（令和元年度分）の結果報告に係る指摘事項及び要望事項

指摘事項及び要望事項	措置状況（回答）
<p>② 実績報告書に日付の無いものが散見された。書類の受取等に関しては、内容と共に記載の日付等についても確認を徹底されたい。</p> <p style="text-align: center;">【指摘事項】</p>	<p>② 書類の記載については、申請時等書類の受取時において内容と共に記載の日付等についても確認を徹底します。</p>
<p><指摘事項及び要望事項の区分について></p> <p>【指摘事項】 財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの</p> <p>【要望事項】 制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの</p>	